令和7年度焼津市中心拠点地区都市再生整備計画作成業務委託に関する公募型プロポーザル(企画提案書等)についての回答書

No	日付	事項	質問	回答
1	5/28	1. 「実施要領 P.6 12 (3) 提出書類」、 「実施要領 P.7 15 (4) 評価基準及び配点」について	「12 (3) 3 配置技術者調書」の説明と、「15 (4) 審査項目② 配置技術者の実績」の内容、評価の視点についての解釈を、ご教示ください。 (都市構造再編集中支援事業又はまちなかウォーカブル推進事業の検討に関する業務を記載することになっていますが、評価することにはなっていません。)	
2	5/28	2. 「仕様書 P.3 14 (1) イ 現状分析と課題抽出」について	「各種統計や調査データ等の既存資料を活用し、人口動態や人口分布をはじめ、地域経済や人流・・」とありますが、人流データ等の既存資料はありますでしょうか。また、既存資料のご提供は可能でしょうか。	既存資料はありません。
3	5/28	3. 「仕様書 P.4 17 参考資料」について	他のプロポーザル参考資料に記載されている「焼津市駅まち空間整備基本計画(案)」「焼津漁港マスタープラン」「令和6年度焼津内港地区周辺活性化方策検討基礎調査業務報告書【全体版】」のご提供は可能でしょうか。	提供予定はありません。
4	5/29		「3 配置技術者調書」について、「配置技術者が、企画提案書(1)業務実績イ、都市構造再編集中支援事業又はまちなかウォーカブル推進事業の検討に関する業務のいずれかの業務に携わり完了した実績を記載すること。(各最大5件)」との記載がありますが、各最大5件とは、各技術者で5件という意味でしょうか、全技術者合計で2つの業務で各5件づつという意味でしょうか。	
5	5/29		「12 (3) 3 配置技術者調書」では、企画提案書(1)業務実績イの業務の他に、都市構造再編集中支援事業又はまちなかウォーカブル推進事業の検討に関する業務の記載が可能とされているが、「15 (4)審査項目② 配置技術者の実績」では、企画提案書(1)業務実績イの業務のみが評価対象となっている。配置技術者が有する都市構造再編集中支援事業又はまちなかウォーカブル推進事業の検討に関する業務実績も、評価対象になると考えて良いか。	務実績は、全て評価対象となります。